

第18回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年10月5日(木)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
  - 1番 保坂正雄
  - 2番 石渡正明
  - 3番 切替三夫
  - 4番 奥野元好
  - 5番 地引正和
  - 6番 注連野千佳代
  - 7番 有原敏夫
  - 8番 若林豊
  - 10番 露崎春雄
  - 11番 山口武夫
  - 12番 中川喜一郎
  - 14番 山口勝久
  - 15番 関根芳夫
  - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 2名
  - 9番 渡邊美代子
  - 13番 小泉勝彦
- 6 農林振興課職員 1名  
篠原主査
- 7 出席事務局職員 3名  
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査

◎開 会

平成29年10月5日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、予定されている委員さん全員おそろいですので、始めさせていただきますけれども、まず審議に入る前に、1点、議案の内容に誤りがございまして、そちらの訂正をお願いしたいと思いますので、説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の5ページをごらんいただきたいと思います。議案第2号の整理番号7の2でございます。現況面積につきまして596平方メートルとしておりますが、こちらが1,166平方メートルに訂正をお願いしたいと存じます。この理由といたしましては、大変申しわけないのですが、議案作成時パソコン入力の単純ケアレスミスということで、本当に申しわけございません。お手元に訂正後の議案を配付しておりますので、差しかえのほうお願いいたします。

今後このようなことがないよう関係書類等の最終確認を徹底しまして、十分な精査を行ってまいりますので、どうぞご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、始めさせていただきますと思います。

初めに、地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまでございます。けさは、この秋というか、わかりませんが、何か夏から急に冬になったように肌寒い朝でございました。そしてまた、このところはサプライズというか、まさかこの時期に衆議院議員選挙があると思いませんでした。

本日いろいろ案件ございますけれども、ご協力をよろしく申し上げます。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、それでは地引会長よろしく申し上げます。

○議長（地引正和君） では、ただいまより第18回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。9番、渡邊美代子委員、13番、小泉勝彦委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、切替三夫委員、10番、露崎春雄委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年9月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、神納在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続で農地を取得しましたが、市外に居住しており、管理ができないことから、譲り受け人に贈与したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自宅に近く、耕作上便利であることから、贈与の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、神納字洗足及び南下です。現地を確認したところ、現地は不作付地ではありましたが、草刈りがされており、トラクターでうなわられていました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地があるとのことです。神納に2筆田んぼがありましたが、水利が悪いため、耕作ができないとのことでした。

農機具等については、耕運機に草刈り機、軽トラを所有しており、トラクターなどは〇〇〇地区の親戚から借りて共同で耕作をしているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で550日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積は非耕作地の水田を除くと畑で70アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと神納地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については私が申請地担当委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より私から意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

9月23日午前10時から譲り受け人の〇〇〇さんと会いました。〇〇〇さんは、私昔から知っていて、非常に熱心に農業のほうやっております。話を聞きますと、現地を見たのですけれども、先ほど事務局から言われましたようにきれいに草を刈ってありまして、トラクターで入ったということでございます。かなりやる気になっておりますので、皆様のご賛同を得られればありがたいと思えます。よろしくどうぞお願いいたします。

私からの説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成29年9月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、奈良輪在住の個人が同じく奈良輪在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、体調を崩しており、農地の維持管理が困難になったことから、譲り受け人に売買したいとのことです。譲り受け人は、対象農地が自宅に近く、耕作上便利であり、譲り渡し人が知人であるため、売買の申し出を受けるとのことです。

総会資料4ページの位置図をごらんください。場所は、奈良輪字新畑です。現地を確認したところ、現地は不作付地ではありましたが、草刈りがされており、保全管理されていました。

総会資料5ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、草刈り機と農用車を所有しています。譲り受け人は、父親の所有するトラクターを利用し、耕うん、草刈り、水管理をしているとのことです。田植え及び稲刈り、もみすり乾燥については、農地所有適格法人及び大規模農家へ作業委託しているとのことです。このようなことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が67アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと奈良輪地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従

って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の2についても私が申請地担当委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より私から意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

9月23日午後1時から譲り受け人の〇〇〇さんと会いました。〇〇〇さんの父親は、〇〇〇さんといっ、大分前になりますけれども、〇〇〇の〇〇〇をやっておりまして、その息子さんでございました。現地も見たのですけれども、たまたま今回譲り受けする田んぼの隣が自分の田んぼだということで、地つながりになるから、非常に耕作もやりやすいというようなことを言っていました。先ほど事務局のほうから言われましたように、非常にやる気も満々という形でございましたので、よろしく皆様のご審議をお願いいたします。

私の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1についてを議題といたしますが、議案第2号の1ないし議案第2号の6については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1ないし6についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から農地13筆、6,742平

方メートルを賃貸借し、申請地に隣接した農地以外で行われる土砂等の埋め立てに伴う特定事業及び林地開発事業に必要な調節池及び覆土置き場用地として、農地転用許可後4年間について一時転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年9月20日に申請書の提出がなされております。

議案資料6ページの位置図をごらんください。申請地は、館山自動車道、姉崎袖ヶ浦インターの南東側約2.7キロメートル、久保田保育所の東側約540メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

県の農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可しないこととされておりますが、例外的に許可できるものが列挙されておまして、今回の案件については仮設耕作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものでございますので、例外的な許可事項に該当するものと見込まれます。

なお、この取り扱いについてはさきに君津農業事務所に相談しており、共通理解しているところでございます。

議案資料7ページの土地利用計画図をごらんください。今回の転用計画は、事業区域、実測面積で3万5,301平方メートルの土砂等の埋め立て及び林地開発による植林に伴い、防災等の安全対策として調節池の設置が必要となり、申請地内のちょうど真ん中から右部分になりますが、事業地内の排水を既設の水路へ放出するためには、この場所への設置が適地とのこと。このため、当該事業地内の雨水調節容量等の試算から、広さ約3,180平方メートル、堰堤の高さ3メートルの調節池を設置する計画であり、また転用の目的達成後は調節池を埋め戻す計画となっていることや、事業地内の表土置き場としての役割を含めまして、申請地内の今度は左部分、約4,800立方メートルの覆土置き場が必要となり、高さ4メートルで計算しますと隣接地農地4筆の一部、約1,200平方メートルを実質利用する計画となっております。

一時転用後の農地への復元としましては、大根畑にする計画となっております。

排水関係については、雨水のみとなりますが、調節池に貯留し、オーバーフロー分は排水管の接続により既設排水路に放流する計画となっております。

他法令関係については、土砂等の埋め立てに伴う特定事業及び林地開発とともに、県との事前協議が調い、許可申請書の提出がなされております。

なお、一時転用期間についてですが、今回の申請は農地転用許可後4年間となっております。県の農地転用事務指針では他法令の許認可期間が限度となりますが、基準である3年を超えて許可できるものとなっております。林地開発許可申請の完了予定期間が植栽、苗木の活着等を考慮する必要があることから、許可後4年間でご覧おまして、これに合わせ安全面から調節池も残す必要があるため、同様な許可期間の申請となっております。

総会資料8ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第2号の整理番号1ないし6については、譲り受け人が譲り渡し人から農地を賃貸借し、隣接した農地以外で行われる土砂等の埋め立てに伴う特定事業及び林地開発事業に必要な調節池及び覆土置き場用地として4年間の一時転用をしようとする案件でございます。9月28日に運営委員会を開催して現地の調査及び関係者からの状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認では、譲り受け人及び代理人に出席いただき、午後2時から実施いたしました。現地では申請農地の確認をするとともに、関係者から事情説明をいただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、事業区域内に搬入される土はどこから来るのかとの質問に対し、東京都江東区と港区内の2カ所の建設工事現場からの発生土であり、県の特定事業の事前協議の中で了承されたものが搬入されるとのことでした。また、調節池の必要性に関する質問では、土砂等の埋め立てにより水が流れるので、既設水路への排水を考慮すると防災等の安全面を含め申請地への池の確保は必要とのことでした。

審査会は、午後3時から市役所7階会議室において譲り受け人及び代理人に出席をいただき、行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人からも事業説明を受け、続いて委員から質問があり、譲り受け人から説明をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

譲り受け人は、事業地内下流への調節池設置の必要性和土砂等の特定事業及び林地開発事業による植林が終了した後は隣接地と同等の高さまで申請地を下げ、農地に復元するとの説明を受けました。

質疑では、土砂等の埋め立てによる水質や土壌の検査に関する質問があり、県特定事業の指導の中で水質検査は4カ月ごと、土壌検査は工事完了のときに検査が実施され、適正に管理していくとのことでした。

申請目的の確実性から、この譲り受け人は昨年9月に社名を変更したということで、その変更した目的や資本金に関する質問に対しては、社名変更は事業拡大に伴って行ったことや資本金は〇〇〇円であり、袖ヶ浦市内での事業実績は土木や水道工事等を請け負っているとのことでした。

また、事業終了後の排水関連や本体事業の植栽計画に関する質問に対しては、集水ますから青道に放流となるが、なるべく良質な土を確保し、自然排水となるよう努め、落葉樹を約3,700本計画しているとの説明がありました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致で許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1ないし議案第2号の6について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1ないし議案第2号の6については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の7について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号7についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市内の認可外保育所を運営する法人が市内在住の所有者から農地2筆の一部を買い取り、屋外遊戯場及び駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年9月15日に申請書の提出がなされております。

総会資料9ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の南側約1.4キロメートル、蔵波小学校からは南西側約790メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その区域内の農地の規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料10ページの既設施設の状況をごらんください。申請の内容ですが、法人は地域における多様な保育や待機児童解消に対応するため、既存施設の屋外遊戯場への増改築が必要となり、不足する屋外遊戯場及び駐車場を定員や職員の増などの業務拡大を考慮した広さにより申請地に計画するものでございます。

土地利用については、総会資料11ページのとおりでございますが、16台の駐車スペースと園児の安全確保のためフェンスで囲まれた遊戯場400平方メートルを整備する計画となっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。



○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、奥野元好委員。

○4番（奥野元好君） 4番、奥野です。先月26日午前11時、中川委員さんと2人で現地にて譲り受け人であります株式会社〇〇〇の担当の〇〇〇さん、社長の〇〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇所長さんの3人から現在の無認可保育所の経営状況、認可保育所にするための園庭の拡張、そして駐車場を整備するため、この土地を譲り受けたいとのですと説明がありました。現地は、いろいろな野菜が栽培されていました。耕作者も本件は承知しているとのこと。譲り渡し人の〇〇〇さんとは会うことができませんでした。この保育所、〇〇〇といいますけれども、〇〇〇系列の勤めている人の子供を保育しているとのことで、出来上がったときには一般の子供さんも20名ぐらい預かりたいということをおっしゃっていました。場所は、宅地に囲まれた、先ほど事務局より説明があったとおりでございます。何も問題ないと思われまふ。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した12番、中川喜一郎委員から補足説明があればお伺ひしたいと思います。

○12番（中川喜一郎君） 12番、中川です。先ほど奥野委員が言われたとおり、対応特に一緒なのですが、この図面見たとおり、〇〇〇の正面向かって左側、非常に手狭な施設、建物が小さい、それからフェンスの内側に子供の運動場、それからその反対方に若干の駐車場、その程度でありますので、すごく手狭な感じを受けました。そういう観点から、子供たちを伸び伸びと育てるために反対方の農地を購入して運動場、それから駐車場、そういう形で整備したいということですので、ちょっと内容がダブっていますけれども、何も問題ないと思ひますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の7について賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の7については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の8について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号8についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市内の社会福祉法人が市内在住の所有者から農地2筆を買い取り、駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年9月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約200メートル、平川行政センターからは南東側約240メートルに位置し、申請地から300メートル以内に鉄道の駅や市役所の支所があることから、第3種農地と判断されます。

申請の内容ですが、社会福祉法人は申請地の隣接地におきまして障害福祉サービス事業として施設経営を本年5月末から開始しているところでございますが、駐車スペースについては最寄りに東横田駅があることから、電車での施設利用を想定し、3台分のスペースを確保しておりました。しかしながら、居住者のほか、来客用及び職員用を考慮すると25台分のスペースが不足となりまして、譲り渡し人との土地売買協議が整ったことから、申請地への駐車場整備を計画したものでございます。

土地利用については、総会資料14ページのとおりでございまして、申請地内の表土を整地し、整地後は砂利を敷くことで障害者用10台分を含めまして25台分の駐車場整備をする計画となっております。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

総会資料15ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。現地を9月27日午前10時に有原委員並びに申請人の代理人の方と実際に見てまいりました。今事務局から詳細な説明ございましたけれども、老人施設の駐車場が手狭になって駐車場をつくるのだという申請でございまして、確かに現在の施設を見たのですけれども、駐車場はわずか数台しかとめられるところがない。確かにJRの東横田駅の近くで、交通の便はいいのですけれども、JRの本数が足らなくて、従業員も車で来なくてはいけないと、そういう条件でございまして、今回どうしても駐車場を広げるのだということでございました。現地は、草等生えていましたけれども、上をならせば駐車場に転用できるようなところでございまして、今回見た

限り、別に問題ないのではないかというふうに思いましたけれども、皆様方のご審議のほどお願いしたいと思います。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した7番、有原敏夫委員から補足説明があればお願いしたいと思います。

○7番（有原敏夫君） 今若林君は老人施設と言ったのですけれども、障がい者施設になります。以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の8について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の8については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成29年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成29年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたしますが、委員にかかわる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

7番、有原敏夫委員。

〔7番 有原敏夫委員退席〕

○議長（地引正和君） 議案第3号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が21件あり、そのうち14件は農地中間管理事業による利用権設定になり

ます。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の22ページから23ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は合計で830.5324アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから13ページの農用地利用集積計画各筆明細書の記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、26ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法により所有権移転を行うのは1法人で、面積は20.12アールとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、24ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

〔7番 有原敏夫委員着席〕

◎議案第4号 平成29年度第5次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成29年度第5次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第4号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 農林振興課、篠原でございます。よろしくお願いたします。

それでは、説明をさせていただきます。議案第4号 平成29年度第5次農用地利用配分計画案についてご説明いたします。本案件につきましては、農地中間管理機構を通したマッチングが成立した案

件に関する計画案について皆様方のご意見を伺うものとなっております。今回配分計画が7件ございますが、7件のうち2件が個別案件、5件が宮田地区においてまとまった形で集積をした案件となっております。

まず、2ページ、3ページをごらんください。こちらは個別案件で、農地の借り受け者は飯富の株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇さんです。借り受ける農地は、飯富地先5筆となっております。記載の農地を千葉県園芸協会から借り受け、借り受け者である株式会社〇〇〇に貸し付けるものでございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては、4ページ、5ページのとおりとなっております。6ページは現状及び事業計画の情報となっております。

続きまして、次の案件に移らせていただきます。宮田地区におきましてまとまった形で農地中間管理機構を通した貸借を行った案件です。ページ数でいきますと8ページから38ページに記載している5配分計画案件となります。5案件の全てをまとめて説明をさせていただきます。

今回農地の借り受け者は宮田地域の担い手5名で、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんが借り受け者となります。借り受ける農地につきましては、〇〇〇さん、15筆、1万2,290平方メートル、〇〇〇さん、5筆、7,942平方メートル、〇〇〇さん、3筆、3,329平方メートル、〇〇〇さん、5筆、1万97平方メートル、〇〇〇さん、4筆、9,730平方メートル、全部で32筆、4万3,388平方メートルの貸借となります。借り受けに係る詳細内容と事業計画情報は、各配分計画案の共通事項などのおりとなっております。

それでは最後に、残りの1件、個別案件についてご説明申し上げます。40ページ、41ページをごらんください。農地の借り受け者は、上泉の〇〇〇さんです。借り受ける農地は、上泉地先2筆となっております。記載してある農地を園芸協会を通し〇〇〇さんに貸し付けるものです。詳細内容につきましては42ページ、43ページ、事業計画については44ページの記載のとおりとなっております。

以上で配分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。質問というわけではないのですが、先ほどの議案第3号の集積計画（案）のほうで、うちのほうの地元なのですが、〇〇〇さんが中間管理機構に貸している。それで、今の議案第4号のほうで、今度借り受け人のほうで中間管理機構に貸し出した地番そのまま同じ〇〇〇さんが中間管理機構から借り受けるようになっていますが、ちょっと普通に考えるとわざわざ貸し出して、また自分が借りるといふ、その辺何かちょっと説明というか、どういう場合、こういうのがあるのかについて。

○議長（地引正和君） 篠原君。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 今回の宮田地区のまとまった案件でございますが、農地耕作条件改

善事業というものを宮田地区で実施したいということが目的でございます。こちらにつきましては、農地中間管理機構に貸し付けた農地の部分に簡易な暗渠排水や畦畔除去、このような簡易な土地改良事業を定額、定率どちらかで補助できるというものでございます。したがって、〇〇〇さんが今現在耕作している農地を農地中間管理機構を通していずれかの者に貸し付けを行わないと、その部分は今回の改善事業の範囲にはなりません。ついては、〇〇〇さんは今後自分で耕作するご意思がございます。なおかつ改善された農地での耕作を希望しているということでございます。地域で話し合いの結果、〇〇〇さんの農地を一度中間管理機構に貸し付け、中間管理機構から〇〇〇さん本人に配分するというので、地域内で決定しておる事項でございます。そのような事柄がございまして、今回本人から本人に貸し付けるという状況になったものでございます。

以上です。

○14番（山口勝久君） わかりました。

それと続けて、今回そういうあれということでわかりましたけれども、例えばAという人がいまして、それでBという人がそれぞれ今つくっていて、Aという人がつくっている近くにBという人の田んぼがあるとか、逆にBのほうにAがあつて、それぞれその近くを反対に持っているという場合も、そういう貸し出しというか、中間管理機構を通したあれというのもできると考えてよろしいのでしょうか、集積するという。

○議長（地引正和君） お願いします。

○農林振興課主査（篠原太郎君） 農地中間管理事業の目的につきましては、農地集積、農地集約が目的の事務となっておりますので、委員おっしゃったようにやりやすいような形でまとめて配分するというのをやることは可能でございます。

○14番（山口勝久君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（地引正和君） ほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでした。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案の7ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年8月1日から平成29年8月31日までで5件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

どうぞ、〇〇〇さん。

〇〇番（ 略 ） （略）

○議長（地引正和君） 局長のほうから。

○事務局長（菊池 博君） （略）

〇〇番（ 略 ） （略）

○事務局長（菊池 博君） （略）

〇〇番（ 略 ） （略）

○事務局長（菊池 博君） （略）

○議長（地引正和君） （略）

〇〇番（ 略 ） （略）

○事務局長（菊池 博君） （略）

○議長（地引正和君） （略）

ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） では、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第18回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後4時12分 閉会